

「医薬分業はルーツの認識から間違っていたのではないか」

薬事政策研究所代表 田代健氏



薬事政策研究所代表の田代健氏は、先ごろ開催された保険薬局経営者連合会（薬経連）フォーラムで医薬分業の基礎概念に関する考察を踏まえ、改めて分業の認識を整理した上で社会・患者に対する薬局の価値を見出していく方向性を訴えた。かねてから薬経連では調剤報酬の一元簡素化を主張しているが、分業考察において田代氏は処方箋そのものが目的になってしまったことによる本質的な問題を指摘。患者を最優先に報酬加算を追求する経営体質から脱却してこそ、今後目指すべき薬局機能が導かれるとの考え方を強調している。

起源を紐解くことで浮かび上がる現状の問題点

医薬分業はローマ帝国のフリードリヒⅡ世が毒殺を怖れて主治医の処方薬を別の者にチェックさせたことが始まりと伝えられ、日本薬剤師会ホームページでは『1240年には5カ条の法律（薬剤師大憲章）を定め、医師が薬局を持つことを禁じた。これが医薬分業と薬剤師制度のルーツ』などと紹介されている。

薬剤師にとっては常識的な話だが、田代氏は実際に古代ローマ帝国時代のラテン語文献を調べ、1231年にフリードリヒⅡ世が体系化したシチリア法典・ミルフィ法典にある当時の医療に関する記述から医師資格の規定で薬局が切り離され、調合（調剤）や薬学教育を医師が管理する仕組みが示されたことを確認した上で、「分業の起源はこの辺りと思われるが、フリードリヒⅡ世は本当



に医師の暗殺を怖れて薬局にチェックさせたのか。医師が薬局を持たないということは、逆に『薬局の不正を見逃さないため』とも読み取れる」と指摘している。

「こう言うと薬局の自虐史観のように感じられるかも知れないが、そういうことではない。ハーボニーの偽薬に象徴されるように、もともと薬を売ることが結構な収益になってしまっている現状など、当時フリ

調剤権は患者から教わる機会を得る権利

医薬分業では処方内容の確認、疑義照会によって適切で効果的な薬物療法が追求される。言うまでもないことだが、「仮にチェックするための専門職だとすると、ハーボニー偽薬問題しかり、薬剤師のミスは誰がチェックするのかとなる。自分達だけ性善説というのはもう成り立たない」と田代氏。もともとルーツ段階から分業の理念を“チェック”と設定されていたため、「（調剤報酬の加算をめぐって）処方箋自体が目的になってしまっていることが今、薬局の経営感覚に社会・患者とのズレを生じさせてしまっているのではないか」と指摘した。

医薬分業で薬局は構図的に『薬を売ることによる利益追求』と『OTC販売』、そして『処方権と調剤権との分離』という同時には成り立たないトライアングル状態にあると言える。「利益を追求しながら調剤権を使い、患者に何かあれば薬を売るといったことは、薬局・薬剤師

だけが清廉潔白との前提でないとあり得ない。どれかを減らせば良いが、この辺りは皆で考えていきたい」。

分業と同時に薬局のあり方、社会的意義や価値が見直される機運を迎えており。医療資源的には「薬局に新たなコストが発生する可能性に対し、薬局がしっかり仕事をすることで保険医療が軽減できることの差としてのメリットを追求していかなければならぬ」ということになる。そこで最大のポイントに田代氏は患者をあげ、薬経連が主張する調剤報酬の簡素化の背景を説明する。

「薬局が患者にとっての価値を追求することで選んでもらうためにも、加算をフラットにし、1人でも多くの患者に来てもらうようにすべき」。

また、調剤権に関して田代氏は薬学的ケアを提供するという以前に、「薬剤師にとって一番の教師は患者。調剤権は患者に教えてもらう機会を得ることと考える」との私見を語る。

ドリヒⅡ世が考えた問題が起こっていると言える。薬を緩和すると危険な方向に行ってしまう事実があり、だからこそ規制しようとしてきた歴史を我々は社会にアピールしなければならない」。

日本における医薬分業の礎においては、日薬・下山順一郎第2代会長が明治44年の『日本薬制註解』に「医学と化学という異なる学術体系を一人で修めるのは困難」をはじめ、学術上、業務上、衛生上、道義上の根拠が示されているが、この点についても田代氏は「文明開化に沿って欧米式の分業を取り入れるための理屈だが、『薬剤師が居るのだから使えば良い』ということでは理由にならない。そうするとこの100年間は“実際には存在しない医薬分業”を目指してきたことになってしまふ」とし、この土台から分業を考え直すべきではないかと問題提起した。

21世紀型の医薬分業とは

前提1. 医薬分業のtrilemma

薬を売ることによる利益追求



OTC販売 処方権と調剤権との分離

この3つは同時には成り立たない

前提2. 医師のミスや不正を存在理由とする専門職は持続不可能

※田代氏の講演資料より作成

「薬学的ケアにおいて患者から教わる機会を薬剤師が調剤権として行使し、次の患者に活かすという義務を果たす。この権利と義務のループが充分まだ機能していないために、調剤権が宙ぶらりんになってしまっている」と感じる。こうした考え方において田代氏は、患者から得た薬学的ケアに関わる情報を薬局・薬剤師全体で共有し、活かしていくという動きを今後の分業の1つのポイントに訴えている。(川畑)